

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月4日認可した。

平成27年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大向中分れ又地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）薬師地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）薬師堂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西ノ山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真野下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）常包孫三郎地区